

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令

(平成二十九年二月三日経済産業省令第五号)

最終改正 平成三十一年三月二十九日経済産業省令第三十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第三十九条第一項、第四十二条第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十一条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指定入札機関に関する省令を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第二条 法第三十九条第一項の規定により入札業務を行う者として指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しな

ければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 次に掲げる指定申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類
 - イ 一般社団法人 社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類
 - ロ 一般財団法人 評議員の氏名及び略歴を記載した書類
- 三 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 四 入札業務の実施に関する計画及び費用の見込みを記載した書類
- 五 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 六 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 七 役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類
- 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 九 役員が法第四十条第二号イ及びロに該当する者でない旨を誓約する書類

十 指定申請者が法第四十一条第四号の規定に適合することを説明した書類

2 経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

(入札業務規程の記載事項)

第三条 法第四十二条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 入札業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 入札業務を行う事務所に関する事項
- 三 入札業務の実施方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付の方法に関する事項
- 六 指定入札機関の役員の選任及び解任に関する事項
- 七 入札業務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 入札業務に関する公正の確保に関する事項

九 入札業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、入札業務に関し必要な事項

(入札業務規程の認可の申請)

第四条 指定入札機関は、法第四十二条第一項前段の規定により入札業務規程の認可を受けようとするとき

は、様式第二による申請書に当該認可に係る入札業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。
い。

2 指定入札機関は、法第四十二条第一項後段の規定により入札業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第五条 指定入札機関は、法第四十四条の許可を受けようとするときは、様式第四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(保証金の処分)

第六条 指定入札機関は、落札者が入札実施指針に定める事由に該当した場合には、指定入札機関が提供を受けた保証金に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

(帳簿)

第七条 法第四十五条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第六条の規定により再生可能エネルギー発電事業計画（以下「入札参加に係る事業計画」という。）を提出した者（以下「提出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 提出者から入札参加に係る事業計画の提出を受けた年月日

三 提出者の識別番号

四 提出者の入札の参加の可否の別

五 提出者の入札の参加を拒否した場合にあつては、その理由

六 提出者に入札に参加することができない旨又は参加することができない旨を通知した年月日

七 入札の参加者が入札した年月日並びに当該参加者の用いる再生可能エネルギー発電設備の出力及び供

給価格

八 入札の参加者に係る手数料の収納に関する事項

九 入札の参加者に係る保証金の収納、管理、返還及び国庫への納付に関する事項

十 入札の参加者ごとの入札の結果

十一 落札者に落札者として決定した旨を通知した年月日

2 法第四十五条第一項の帳簿は、入札業務を行う事務所ごとに備え付け、入札業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

3 前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第八条 指定入札機関は、法第四十七条の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第四十条第二号イ及びロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

(入札業務の引継ぎ)

第九条 指定入札機関（経済産業大臣が法第五十条第一項又は第二項の規定により指定入札機関の指定を取り消した場合にあつては、当該指定入札機関であつた者。以下この条において同じ。）は、法第五十一条第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 入札業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。

二 入札業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き継ぐこと。

三 当該指定入札機関が管理する保証金に相当する額の金銭を経済産業大臣に引き継ぐこと。

四 その他経済産業大臣が必要と認める事項

(立入検査)

第十条 法第七十六条第三項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五によるものとする。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十九日経済産業省令第三十七号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。